

平成 20 年 6 月 17 日

淀川水系流域委員会

委員長 宮本博司 様

No.033 千代延明憲委員による

「伊賀市水道事業基本計画の見直しと川上ダム代替案」に対する伊賀市の見解

伊賀市水道事業管理者 濱 一吉

伊賀市水道事業基本計画の見直しと川上ダム代替案の提案に対する伊賀市水道事業の見解を以下に示す。

1. 本市水道事業基本計画の水需要予測について

(1) 平成 18 年度までの実績値について

本市水道事業の給水実績は、表-1 に示すとおりである。また、参考として隣接する名張市水道事業の給水実績も合わせて示す。

表-1 本市及び名張市の給水実績表

	伊賀市					名張市				
	給水人口 (人)	一日最大 給水量 (m^3 /日)	一人一日 給水量 (ℓ)	一日平均 給水量 (m^3 /日)	一人一日 給水量 (ℓ)	給水人口 (人)	一日最大 給水量 (m^3 /日)	一人一日 給水量 (ℓ)	一日平均 給水量 (m^3 /日)	一人一日 給水量 (ℓ)
H13	82,264	45,482	553	37,856	460	82,559	37,810	458	30,532	370
H14	81,897	46,511	568	37,812	462	82,493	37,618	456	30,918	375
H15	83,316	44,799	538	36,854	442	82,540	34,699	420	30,117	365
H16	83,088	42,899	516	37,351	450	82,188	35,041	426	29,707	361
H17	83,302	44,658	536	37,110	445	81,862	35,079	429	31,088	380
H18	83,280	45,288	544	37,268	448	82,246	35,373	430	31,091	378
平均	82,858	44,940	543	37,375	451	82,315	35,937	437	30,576	372

表-1 から、本市と名張市の給水人口は、ほぼ同じであるため、同規模の水道事業といえる。一日最大給水量は、両市では約 $9,000m^3$ /日の違いがあるが、この理由としては、名張市が大阪圏のベッドタウンであるのに対して、本市は、名阪国道沿いを中心に工場や事業所が立地しており、これらの需要と合わせて確保する必要があることから全体需要の違いが生じている。その結果、一人一日最大給水量では、約 100ℓ の違いとなっている。

(2) 推計値について

実績値と同様、本市と名張市の水道事業の推計値を表-2 に示す。

表-2 本市及び名張市の推計値

	伊賀市 (目標年度 平成30年度)					名張市 (目標年度 平成22年度)				
	給水人口 (人)	一日最大 給水量 (m^3 /日)	一人一日 給水量 (ℓ)	一日平均 給水量 (m^3 /日)	一人一日 給水量 (ℓ)	給水人口 (人)	一日最大 給水量 (m^3 /日)	一人一日 給水量 (ℓ)	一日平均 給水量 (m^3 /日)	一人一日 給水量 (ℓ)
目標	95,470	56,982	597	44,876	470	93,000	50,000	538	39,580	426

表-2 から、目標年度の違いはあるものの、両市の実績値の差に比べて、推計値の差(約 $7,000m^3$ /日)は小さくなっている。

また、本市の推計値は、平成 19 年度に厚生労働省への認可申請を行った三重県企業庁伊賀水道用水供給事業やフルプランに係る水需要想定調査における水需要とも整合しているものであり、将来的に見れば、近年発生しているような気象変動(渇水・洪水等)による水道事業への影響も十分に考えられることを考慮すれば、本市の推計値は、過大ではなく妥当であるといえる。

(3) まとめ

以上のことから、本市の推計値は、名張市の計画と比べても特別高い値ではないため、過大というよりも、むしろ妥当であると考えられる。

2. 川上ダム代替案について

代替案の可能性について検証する。

(1) 青蓮寺ダム水利権の譲渡について

近畿地方整備局及び大阪市の見解を以下に示す。

① 近畿地方整備局の見解

平成 20 年 1 月 9 日に開催された第 70 回委員会では、次のとおりの見解を示している。

淀川水系の水需給がバランスしている中で、本市青蓮寺ダムの水源を、淀川下流で取水している大阪市から木津川上流で取水する伊賀市に転用した場合には、

- ・ 水系全体の利水安全度の低下につながる
- ・ 伊賀市の取水地点まで導水する適当な管路がない

② 大阪市の見解

平成 20 年 2 月 13 日に委員長と市長との会談が実現し、内容は、別紙-1 に示すとおり、引き続き検討するとの見解を示した。

その後、別紙-2 に示す見解を示している。

要約すると、

- ・ たとえ少量の水利権といえども、昨今の水資源開発コストが極めて高騰している現状から、青蓮寺ダム水利権の放棄を余儀なくされることのないよう慎重な判断を行う必要がある。
- ・ 平成の過去 3 回の渇水時には、琵琶湖・淀川水系で取水制限が行われたが、木津川水系である青蓮寺ダムは、当時貯水率が高く取水制限の対象にならなかった経緯があり、大阪市が保有する青蓮寺ダムの水利権は、同じ琵琶湖・淀川水系の中でも異系統水源に準じて位置づけられるなど、一定評価すべきものと考えている。

(2) 導水路の建設について

近畿地方整備局及び大阪市の見解を以下に示す。

① 近畿地方整備局の見解

以下のとおり、見解を示している。

- ・ 『灌漑用水路は構造から流下能力を評価しても伊賀市必要水量の導水は行えない』

(平成 20 年 1 月 9 日に開催された第 70 回委員会)

- ・ 『伊賀市必要水量を安定的に継続的に流すことは不可能』とした上で、『伊賀市へ確実に導水し、的確な管理を行うには導水路を新設する方が望ましい』

(平成 20 年 2 月 20 日に開催された第 73 回委員会)

② 大阪市の見解

大阪市水道局のホームページでは、次のとおり見解を示している。

導水路の新設に当たっては、青蓮寺ダムのある名張川と伊賀市が取水する木津川との間を最短ルートで結んでも約 9km あり、必要水量を導水するためには、口径 600mm クラスの管路を新たに布設する必要があるとしております。具体的な工事費は示されておりませんが、もし仮に、この管路を大阪市の市街地で新設すると想定しますと、水道局独自の粗い試算ではありますが、概ね 15～25 億円程度の工事費が必要になるものと考えている。

前述のとおり、大阪市では、青蓮寺ダム水利権が必要であることや、既設の水路は使用できないため、新たに導水路の建設が必要であることなど、代替案で整備するには、解決する問題や課題が多い。

3. 伊賀市水道事業の見解について

本市においては、川上ダムから撤退した場合、ダムの撤退負担金や新設の導水路の建設費用など、新たな費用負担が生じることとなり、水利権の譲渡を受けても本市の財政的なメリットが明確でない。

また、今後も引き続き、安全で安定した給水を継続するには、川上ダムに依存して漏水のリスクを低減させ、市民に安定した給水に努めることが最良の方法と考える